

令和2年度 入札監視委員会審議概要

中国四国防衛局

開催日及び場所	令和3年3月9日（火）広島合同庁舎4号館1階12号共用会議室
委員	伊藤 博文（委員長／税理士） 谷村 吉弘（委員長代理／客員研究員） 田邊 尚（弁護士） 川西 澄（大学院准教授） 上河内 正和（不動産鑑定士）

II 契約実施機関が締結する契約（建設工事等を除く。）に関する審議

契約実施機関：航空自衛隊

審議対象期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
審議対象件数	2,751件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	5件	（審議概要） 「抽出案件」 ・一般競争入札 ・随意契約
一般競争	3件	
指名競争	0件	
随意契約	2件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【一般競争入札（1者応札）】 No.17外注洗濯（美保基地） 落札率及び応札者数 12.13% 1者</p> <p>・1者応札での競争入札で落札率が極端に低い（12.13%）のは、どんな理由が考えられますか。また、予定価格と入札価格に大きな乖離があることに問題はありますか。</p> <p>・市場価格の調査は何者したのか。</p> <p>・市場価格を提示した業者と契約を締結した業者は同一であるか。</p>	<p>・当該契約における予定価格を算定するにあたり、参考となる資料が存在せず、複数の業者に市場価格の調査を依頼し、最安値を予定価格として採用している。予定価格として採用した市場価格は、当該市場価格を提示した業者がサービスを提供する際の価格であり、入札価格は発注する予定数量等を踏まえて価格を下げてきたものと思料する。したがって、問題があるものとは考えていない。</p> <p>・3者依頼したが、発注する数量を処理する能力が無いとの理由で断られ、提示してきた業者は1者のみである。</p> <p>・同一である。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過去数年当該業者以外と契約した実績はあるか。 ・契約金額及び落札率については、例年同程度なのか。 ・入札結果と予定価格は公表しているのか。 ・予定価格と入札価格に大きな乖離があるが、対策はしているのか。 <p>【一般競争入札（1者応札）】 No.2 7 枕カバー洗濯外 落札率及び応札者数</p> <p>100% 1者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1社応札の競争契約（役務）において、落札率100%が多く見られるのは、どんな理由ですか。 ・予定価格の算定において、業者見積を見直すことは無いのか。 ・予定価格の端数処理は行わないのか。 ・電信入札は実施しないのか。 ・辞退した業者には辞退理由を確認したのか。 ・ある程度まとまった量を処理できないと厳しいということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・以前は入札に参加していたが、現業者と価格に開きがあり、過去5年間は同一業者と契約を締結している。 ・多少の増減はあるものの、同程度である。 ・入札結果は公表しているが、予定価格は非公表である。 ・予定価格を市場価格調査に依存しているため、発注の予定数量等、契約する内容を考慮して市場価格を提示するよう依頼している。 ・役務に関わらず、予定価格の算定に業者見積を採用した場合は、落札率100%が生起するケースが多い状況である。 ・標準資料等を用いて算定できる項目がある場合は実施するものの、本件に関しては標準資料がないため見直しはできない。 ・本件に関しては実施していない。 ・現状実施できる環境が整っていないため、実施できないが、令和2年度はコロナ対策で郵便入札を実施した。 ・航空自衛隊の発注数量に対応できないとの回答であった。 ・そのとおりである。

	意見・質問	回答
<p>○委員からの 意見・質問</p> <p>○それに対する 回答等</p>	<p>【一般競争入札】 No.2 4 米粉外 落札率及び応札者数</p> <p>100% 24者</p> <p>・ 応札者が多いなかで、落札率100%で落札されており、手続が大変なだけで競争入札する意味が薄いのでは。</p> <p>・ 本契約以外の品目における落札率はどうなっているのか。</p> <p>・ 当該業者が落札できなかった価格が極端に高い理由はどのようなことが考えられるか。</p> <p>【随意契約】 No.5 車両部品</p> <p>100% 6者</p> <p>・ 随意契約において、落札率100%が見られるのは、どんな理由ですか。</p>	<p>・ 糧食品の入札は、単品毎に落札者を決定しており、落札した品目を業者毎に取りまとめて契約を締結している。</p> <p>当該競争入札における応札者は、すべての品目において応札した総数であり、単品毎に応札者は異なる。予定価格の算定においては、食品の価格変動が頻繁であることから、入札の直前に市場価格を調査し最安値の単価を採用しているため、入札単価と同価になったものと思料する。また、各品目は一般的な糧食品であり、競争性を排除できないため、引き続き競争入札を実施することが適切であると思料する。</p> <p>・ 契約毎にばらつきがあり、必ずしも落札率は100%ではない。</p> <p>・ 不得意分野だから応札しないというデメリットはないものと思料する。</p> <p>・ 車両部品契約は、必要となる部品をあらかじめ特定できないため、単品毎に契約をするのではなく、車両のメーカー毎に割引率を提示させ、割引率が一番高い業者と契約を締結している。一般的な価格競争でないことから競争契約ではなく、公示によって広く見積を募集している。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・本契約の内訳には複数の車両部品メーカーがあるが、まとめて契約することは、メーカーを排除することに繋がらないか。</p> <p>・募集した品目すべてを本契約相手方と契約したのか。</p> <p>【随意契約】 No.17 イヤーマフ外 落札率及び応札者数 73.42% 2者</p> <p>・随意契約において、落札率73.42%となるのは、どんな理由ですか。</p> <p>・同等品申請以降の予定価格は、どう扱うのか。</p> <p>・同等品は安価なものでもいいのか。また、審査はしているのか。</p>	<p>また、予定価格については、見積提出期限直前に複数業者に市場割引率調査を依頼し、提示した調査割引率で最も高いものを採用しているため、本見積書において調査割引率から変動がなかったため落札率が100%となったものである。</p> <p>・契約相手方の決定方法はすべてのメーカー毎に最も高い割引率を提示した者と契約するため、参加者は限定されない。</p> <p>・本契約相手方が半数程度を占めるが、他にも契約した業者はいる。</p> <p>・一般競争契約、随意契約に関わらず、予定価格の算定は基本的にカタログや標準資料を活用して作成している。本件はカタログ価格に過去の落札率を元とした割引率を適用させて予定価格を作成したため、本来であれば、高落札率が予期される。実際には同等品申請が多数あったため、見積価格が低減したものである。</p> <p>・予定価格に関しては、同等品が認められても変更はしない。</p> <p>・同等品以上の条件で規格を設定しているが、業者はより安く入手できるものを同等品として申請する傾向にある。また、同等品審査については、担当部署で審査を行っており、審査の結果、不可になる場合もある。</p>

2. 談合疑義案件の処理状況について		
談合疑義件数	0 件	(審議概要) なし。
談合情報	0 件	
点検結果疑義	0 件	
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	意見・質問	回 答
	なし。	なし。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし。	

3. 再苦情処理（再説明請求回数）				
再苦情申立件数 (再説明請求件数)	総件数	0 件	(備考)	
一般競争		0 件	なし。	
指名競争		0 件		
随意契約		0 件		
再苦情申立概要 (再説明請求概要)	申立日	件名	契約方式	内容等
委員からの意見 ・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答		
	なし。			
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし。			